

セグロウリミバエ対策検討会議 設置要領

1. 目的

セグロウリミバエは、国内での初誘殺を確認して以降、緊急防除による防除対策等を講じているが、現時点において発生密度の低下に至らず、範囲の拡大が確認されている。また、有識者からは、これまでの状況を踏まえ、今後不妊虫放飼に係るデータ収集とともに効果検証をしていく必要があるとの指摘があるなど、防除対策を円滑かつ効果的に進める上で課題が多い。

このため、有識者や関係自治体等からなる対策検討会議（以下「会議」という。）を設置し、本虫の防除対策の確立に資する技術的課題の解決に向け、不妊虫放飼を含む防除技術の効率化及び確立の検討を行うとともに、本技術を基とする本虫の根絶に向けた基本方針及び防除計画を検討・策定する。

2. 会議の構成員

会議は、別紙に掲げる構成員をもって構成する。

3. 会議の内容

1に定める目的に資するため、

- ・ 本虫の緊急防除に係る基本方針の検討・策定
- ・ 基本方針を踏まえた沖縄県における防除計画の検討・策定
- ・ 鹿児島県における初動防除に係る防除計画の検討・策定
- ・ 5に定める技術的課題の検討の結果を踏まえた基本方針及び防除計画の検討・策定
- ・ その他防除対策に資すること等を行う。

4. 会議の運営

- (1) 会議の運営は、農林水産省消費・安全局植物防疫課（以下「植物防疫課」という。）が行う。
- (2) 会議は、原則非公開とする。
- (3) 会議の議事概要は、出席者の了解を得た上で、農林水産省 web ページに公表する。
- (4) 会議が必要と認めるときは、参考人の出席を求め、意見を聴くことができる。

5. 技術検討会の開催

- (1) 植物防疫課は、必要に応じて、3の防除計画の進捗状況の確認や防除技術の確立に資する技術的課題の解決に向けた検討等を行うため、会議とは別に技術検討会を開催することができる。

- (2) 技術検討会は、原則非公開とする。
- (3) 植物防疫課は、構成員のうち必要と認める者及び参考人の技術検討会への出席を求めることができる。

6. その他

- (1) この要領に定めるもののほか、会議等の運営に関し必要な事項は、会議の了承を得て定める。
- (2) この要領の改正については、構成員の了解を得た上で、植物防疫課が行うこととし、改正内容は速やかに構成員に周知する。

セグロウリミバエ対策検討会議 構成員名簿

1. 有識者

- ・ 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構植物防疫研究部門
防除基盤研究領域
副領域長 真田 幸代
- ・ 国立大学法人九州大学農学研究院資源生物科学部門
助教 高野 俊一郎
- ・ 国立大学法人岡山大学学術研究院環境生命自然科学学域
教授 宮竹 貴久
- ・ 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構農業環境変動研究センター
元統計モデル解析ユニット長 山村 光司

2. 関係自治体

- ・ 沖縄県農林水産部
- ・ 鹿児島県農政部

3. 国

- ・ 【内閣府】
沖縄総合事務局農林水産部消費・安全課
- ・ 【農林水産省】
消費・安全局
横浜植物防疫所
門司植物防疫所
那覇植物防疫事務所
九州農政局消費・安全部農産安全管理課